

令和6年9月26日

報道機関各社 御中

連 絡 先	
課係名	上下水道総務課
電話番号	0598-53-4130

1. 発表事項 上下水道料金がスマホ決済アプリでお支払い可能になります！

2. 内 容 利用者の利便性の向上を目的に、上下水道料金の納付について、新たにスマホの決済アプリを利用したキャッシュレス決済を導入します。

納入通知書（納付書）に印刷されたバーコードをスマホ決済アプリから読み取ることで、金融機関の窓口やコンビニに行かなくても、24時間365日いつでもどこでもお支払いができます。

3. 開始日 令和6年10月1日（火曜日）
※10月1日以降に届く、裏面にスマホ決済アプリのご利用案内が記載された納入通知書（納付書）から利用可能。

4. 支払対象 ・水道料金、開栓手数料
・下水道使用料（公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、公共浄化槽使用料）

5. 対象者 水道料金、下水道使用料を納入通知書（納付書）でお支払いの方

6. 対応アプリ (1) PayPay、(2) PayB、(3) d払い、(4) au PAY、の4種類



※決済手数料は無料。ただし、ご利用にかかるアプリのダウンロード、使用時の通信料は利用者負担となります。

7. 注意事項 (1) 領収書は発行されません。領収書が必要な場合は、金融機関等やコンビニでお支払いいただく必要があります。お支払い履歴は各アプリ内の利用明細（決済履歴）でご確認をお願いします。

(2) 金融機関等、コンビニ、松阪市上下水道お客様センター、市役所の窓口での、スマホ決済アプリを利用したお支払いはできません。

(3) 以下の場合の納入通知書（納付書）はご利用できません。

- 汚損、破損などでバーコードが読み取れないもの
- 納付期限が過ぎたもの
- 30万円を超える支払金額のもの
- バーコードの印字がないもの